第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　合併後の認可地縁団体の名称

二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三　合併後の認可地縁団体の区域

四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所

五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十　合併前の各認可地縁団体の名称

十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二条の二の五　地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

［一　略］

二　申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

［三　略］

四　地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

［2　略］

第二十二条の三　地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

［二～四　略］

［2・3　略］

第二十二条の四　地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

［2　略］

第二十二条の五　地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

［2　略］

［新設］

第二十二条の二の三　地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

［一　同上］

二　申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

［三　同上］

四　地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

［2　同上］

第二十二条の三　地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

［二～四　同上］

［2・3　同上］

第二十二条の四　地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

［2　同上］

第二十二条の五　地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

［2　同上］